

2020.12.3(Thu)
第2回消費者教育推進委員会議

令和2年度『若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン』
における若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究

「肢体不自由児の自立と社会参加への力を育む
消費者教育に関する研究」

研究概要

IMAGINE
THE
FUTURE.



筑波大学附属桐が丘特別支援学校

Special Needs Education School for the Physically Challenged, University of Tsukuba



筑波大学 特別支援教育連携推進グループ

～附属学校社会貢献準備会～

Group for Cooperative Promotion of Special Needs Education, University of Tsukuba

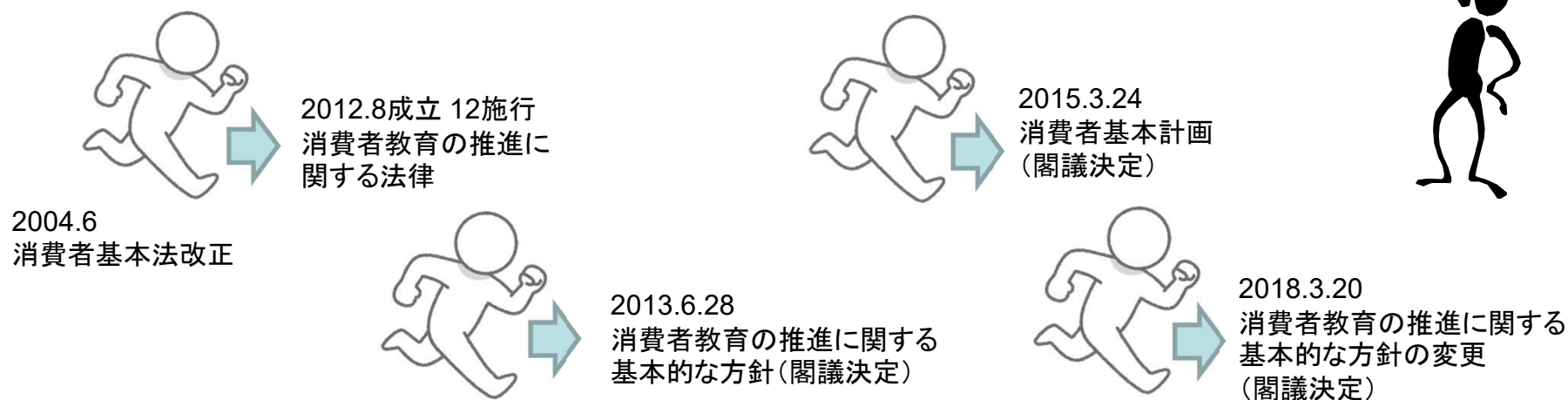
1. 背景

消費者教育のめざすところ

消費者の権利の尊重

消費者の自立

18歳までに自立した消費者として主体的に判断し、責任をもって行動する能力の育成



民法の成年年齢が18歳=18歳までに自立した消費者として主体的に判断し、責任をもって行動する能力の育成

小中高として取り組むべきこととして、社会科、家庭科を中心に学習指導要領において充実した事項を着実に指導すること

小

社会科

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

家庭科

- ・買い物の仕組み、売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の基礎が分かること
- ・物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解すること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方等を考え、工夫すること

特別の教科 道徳

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

中

社会科(公民的分野)

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義
- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること
- ・金融などの仕組みや働きを理解すること
- ・市場の働きと経済に関連して、**希少性**に着目すること
- ・**個人**や企業の**経済活動における役割と責任**
- ・消費者の保護と、**それらの意義**を理解すること
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

技術・家庭科(家庭分野)

- ・**購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約**
- ・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
- ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解すること
- ・**自立した消費者**として**責任ある消費行動**を考え、工夫すること
- ・環境に配慮した消費生活を考え、実践できること

特別の教科 道徳

- ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする事
- ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守ることとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律のある安定した社会の実現に努めること

高

公民科(公共)

- ・ **多様な契約及び消費者の権利と責任**、私法に関する基本的な考え方
- ・ 財政及び租税の役割、市場経済の機能と限界、金融の働き
- ・ 活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であること
- ・ 金融を通じた経済活動の活性化

公民科(政治・経済)

- ・ 経済活動と市場、経済主体と経済循環
- ・ 財政の働きと仕組み及び租税などの意義、金融の働きと仕組み
- ・ 市場経済の機能と限界、消費者に関する問題

家庭科(家庭基礎)

- ・ 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や**契約の重要性、消費者保護の仕組み**について理解すること
- ・ 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・ 自治した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること

家庭科(家庭総合)

- ・ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・ **キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点**
- ・ 消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めること
- ・ 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解すること
- ・ **契約の重要性や消費者の保護の仕組み**について理解を深めること
- ・ 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、**責任ある消費**について工夫すること

自立した消費者となるための肢体不自由児の課題

(筑波大学附属桐が丘特別支援学校の調査研究から)



主体的な社会参画の力を育成する指導の充実に係る事業

- 文部科学省「キャリア教育・就労支援等の充実事業」(2013～2016)
- 文部科学省「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」(2017～2018)
- 筑波大学「附属学校改革事業」(2012)

これらの取り組みの結果から、肢体不自由のある生徒の自立と社会参加に向けて、

体験不足・自己の客観視の課題が確認された。



こうした課題は、他者との関わりのなかで多様な視点を知ることにより習得できるものであるが、桐が丘を含む特別支援学校(肢体不自由)の児童生徒は、学び合うための集団を構築することが人数の関係上、難しいことや、障害特性等による学習への取り組みにくさの関係する。

桐が丘で育てたい (消費者教育の)生徒像

- 社会生活を営むために、自立した消費者として主体的に情報を収集・判断する
- 自立した消費者として責任ある消費行動をすることができる

この生徒像の実現のために、効果的な指導のあり方を整理し、授業モデルの開発を進めています。

2. 目的と方法

今年度も昨年度の研究を引継ぎ、
自立した消費者を育成するための重点的な指導
内容の明確化とその授業モデルの開発を目指す
ことを目的とした。

自立した消費生活を営むためには、

- ・ **実際に経験できること**
- ・ **自己省察できること**

を学習上積み重ねていくことが必要だと考えている。

・実際に経験できること

自らの生活において必要な福祉制度を選択・活用しながら、自己選択・自己決定を行い、責任をもって主体的に考え・行動すること

・自己省察できること

認知特性や経験不足等の障害特性から、自己の客観視に多くの課題が指摘されていることから、自己と他者との違いを意識すること

3. 方法

(1) 各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動における重点事項と指導の在り方の検討

肢体不自由児の自立と社会参加に関わって重点を置いてきた指導目標・指導内容の検証と共有

(2) 障害特性を踏まえた指導の工夫

① 体験不足、認知特性、集団での学び合いによる客観視の必要性を念頭に、他校との遠隔授業を設定する

青森・八戸第一 千葉・桜が丘 愛知・ひいらぎ 北海道・真駒内などと連携

② 専門家を効果的に活用した授業

(3) 専門家との定期的協議と出前授業の計画

上記(1)(2)の検討内容の妥当性の検証、効果的な指導事項の検討と実施

(4) 実施前後の生徒の記録からの変容の検証

対象児への聞き取り(中高生を想定)

(5) 特別支援教育全体からの包括検証

特別支援教育連携推進グループによる他障害種からの検証



4.スケジュール

★は外部の専門家・実務者をお招きして授業を行う予定のある教科・科目

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
← 指導・助言				授業参加						→ 指導・助言	
				★ 高1 職業生活と進路				★ 中3 社会	★ 高3 現代社会	★ 高3 総合的な学習 (探究)の時間	

4. 授業モデル① 家庭科



中3 家庭科

実践時期:10月～11月

「消費者教育」

- ・購入や支払い方法
- ・自立した消費者

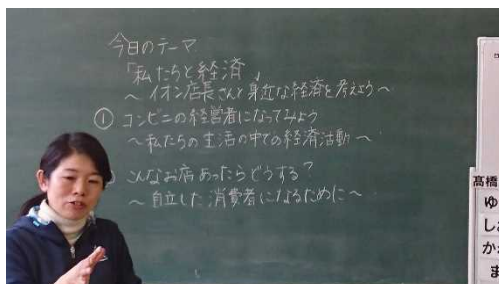
高2 家庭総合

実践時期:9月～10月

「経済生活を営む」

- ・収入と支出, クレジットカード
- ・消費者保護制度
- ・キャッシュレス社会
- ・消費者としての社会貢献

4. 授業モデル② 社会科



中3 社会

実践時期:12月~2月

「市場の動きと経済」

・消費者・生産者双方の視点

★専門家(イオン北浦和店長)

○遠隔交流(ひいらぎ特別支援学校)

高3 現代社会

実践時期:12月~2月

「ともに生きる社会をめざして」

・社会保障の課題

・障害年金と自己の生活設計

★専門家(社会保険労務士)

○遠隔交流(桜が丘特別支援学校)

4. 授業モデル③ 学校設定科目・総合

高1 職業生活と進路(学校設定科目)

実践時期:9月～11月

「お金のしくみ」

- ・ライフプランの作成 ★専門家(不動産の購入)9/30
- ・活用できる福祉制度・税金, 資産運用の学習

高1～3 総合的な学習(探究)の時間

実践時期:2月～3月

「自立生活講話」

- ・先輩である卒業生,あるいは,専門的な知見を有する方の話を聞き,卒後の生活設計に役立てる。
- ・自分の現在の生活や将来に対して主体的に考え,積極的に情報を得ようとする態度を養う。